

## 記入例

課長	補佐	係長	係員	担当者

令和 年 月 日

十和田市長 ○○○ ○ 様

住所 十和田市西十二番町6番1号  
申請者 (給水装置所有者)  
氏名 十和田 一郎 印

## 受水槽以降の水道メーター貸与及び、 検針・集金依頼申請書

受水槽以降への水道メーターを貸与について、下記の条件を承諾した上で申請いたします。  
また、十和田市水道事業において、私の所有する受水槽以下装置の検針、集金業務を依頼いたします。

## 記

給水装置 設置場所	十和田市西十二番町14番8号		
施設名称	市営住宅 十和田団地		
施設管理者	住所	十和田市西十二番町6番1号	
	氏名	十和田市長 ○○○ ○	
メーター口径	φ 20	メーター個数	8 個
指定給水装置 工事事業者	株式会社 上下水道設備 代表取締役 水道 太郎		

- 受水槽以降の装置の維持管理及び水質等は、関係法令等に従い上記管理者の責任において管理する。
- 各戸へ設置する水道メーターは水道事業管理者の貸与する集中検針用電子メーターとし、集中検針盤の取付及び水道メーターまでの配線は申請者（所有者）において行う。  
また、その維持管理も同様に申請者（所有者）において行う。
- 工事着工前に水道事業管理者と協議し、十和田市指定給水装置工事事業者が施工する。
- 水道メーターの設置については、十和田市給水装置設計・施工要領に準じる。
- 使用者が水道料金等を滞納した場合は所有者が負担する。
- 漏水等についての減免はしない。
- 受水槽前のメーターとの差は所有者の負担とする。
- 検針、水道料金算定、その他定めのない事項については、十和田市給水条例及び、水道事業管理者の指示に従う。